

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 中央技術株式会社

業者の住所 : 茨城県水戸市渡里町3082

2 指名停止措置期間 : 令和2年6月24日～令和2年7月23日 (1か月)

3 指名停止措置の範囲

東京支社管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県に限る。）

関東甲信工事局管内（東京都、神奈川県、山梨県に限る。）

4 事実概要

当該法人及び元社長は、平成26年6月～平成28年5月の2事業年度にわたり同社の業務に関して架空の外注費を計上するなどして、所得を計約1億4,100万円少なく申告し、法人税と地方法人税計約3,500万円を脱税したとして、令和2年3月19日、水戸地方裁判所から法人税法と地方法人税法違反により同社に対して罰金1,000万円、元社長に対して懲役1年、執行猶予3年の判決を受けた。

5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第15号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停 止 事 由	停 止 期 間
1～14 省略 (不正又は不誠実な行為)	省略
15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定した日から1か月以上9か月以下
16 省略	以降 省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)